

阿久比町 水道事業経営戦略

団 体 名 : 愛知県阿久比町

事 業 名 : 阿久比町水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭 和 39 年 8 月 1 日	計 画 給 水 人 口	30,600 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(全部)	現 在 給 水 人 口	28,116 人
		有 収 水 量 密 度	1.2 千m ³ /ha

※計画給水人口、現在給水人口、有収水量密度は令和5年度末

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input checked="" type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	0	管 路 延 長	218.9 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	13,100 m ³ /日	施 設 利 用 率	57.7 %	

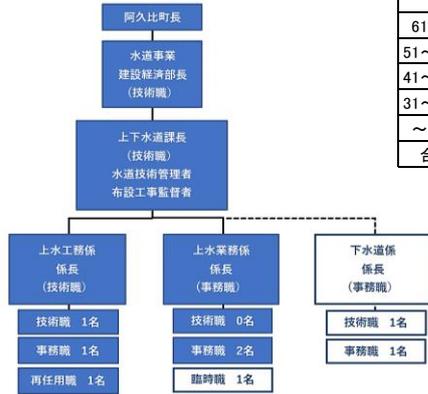
③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>水道料金は、用途別の料金体系で、基本料金と超過料金からなっています。 基本料金は、基本水量まで水の使用量に関係なく、水道を使用する目的に応じて料金を設定しています。 超過料金は、基本水量を超えて使用した場合に水の使用量に応じて発生する料金で、使用するほど単価が高くなる逡増方式となっています。 平成23年度の改定では、メーター使用料廃止を実施いたしました。その後は消費税率改正に伴う改正のみとなっております。</p>																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">水道料金表</th> </tr> <tr> <th colspan="6">水道料金(1か月につき)(税抜き)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途</th> <th>基本料金</th> <th colspan="3">超過料金(1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>~10m³</th> <th>11~20m³</th> <th>21~50m³</th> <th>51m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用</td> <td>家事用</td> <td>1,200円</td> <td>135円</td> <td>160円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,250円</td> <td>160円</td> <td>200円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>官公署用</td> <td>1,250円</td> <td>160円</td> <td>200円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>2,300円</td> <td>350円</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>家事用</td> <td>1,200円</td> <td>135円</td> <td>160円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>				水道料金表						水道料金(1か月につき)(税抜き)						種別	用途	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)			~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51m ³ 以上	専用	家事用	1,200円	135円	160円	200円	営業用	1,250円	160円	200円	240円	官公署用	1,250円	160円	200円	240円	臨時用	2,300円	350円	350円	350円	共用	家事用	1,200円	135円	160円
水道料金表																																																				
水道料金(1か月につき)(税抜き)																																																				
種別	用途	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)																																																	
		~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51m ³ 以上																																															
専用	家事用	1,200円	135円	160円	200円																																															
	営業用	1,250円	160円	200円	240円																																															
	官公署用	1,250円	160円	200円	240円																																															
	臨時用	2,300円	350円	350円	350円																																															
共用	家事用	1,200円	135円	160円	200円																																															
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 23 年 4 月 1 日																																																			

④ 組織

本町の水道事業では、令和5年度末時点で9名の職員数で運営しており、その年齢構成は、以下の図のようになります。

<組織体制> (令和5年度末時点)



<職員数・職種・年齢構成等>

	部長	課長	課長補佐	係長	主査	主事	主事補	合計
61歳～						1		1
51～60歳	1	1			1			3
41～50歳				1				1
31～40歳				1		2		3
～30歳						1		1
合計	1	1	0	2	1	4	0	9

(2) これまでの主な経営健全化の取組

①民間活用の取組

2か月ごとの水道メーターの検針業務を民間へ委託し、人件費の削減を図るとともに、職員の事務作業の軽減を図りました。また、民間に委託することにより、民間ノウハウなどを活用しています。
配水場ごとの水質検査、法令に規定されている水質検査業務を民間へ委託しております。
また、配水場24時間監視等業務、配水場の日常点検業務、地下タンク点検業務、自家用電気工作物保安管理業務を民間へ委託しております。

②町民サービスの取組

料金収納業務は、口座振替や金融機関での窓口納付に加え、平成28年度から全国のコンビニエンスストアで納付することができるようになりました。
また、令和3年4月1日からスマートフォン決済アプリを利用して水道料金を納付することが可能となり、料金収納方法の多様化を図ることで、お客さまの利便性を高めています。
今後も、お客さまのライフイベントに必要な手続きを中心に利便性を高めるとともに、手続きの合理化や簡便化など、お客さまサービスがより向上する取組みを進める必要があります。

③財源についての取組

業務の効率化により人件費の削減を図りました。
また、県営水道の受水量に関して、県との契約水量を減らすことで受水費の削減を図っています。

④その他の取組

管路については、老朽化が進行すると濁水や漏水が増加するため、管路調査を行い、濁水や漏水箇所の早期発見及び修繕を行い、適正な維持管理に努めています。今後とも管路を適正な状態で使用し続けるために、引き続き、計画的な漏水調査の実施と併せて、管路更新を継続的に進める必要があります。
配水場については、大規模修繕を未然に防ぐため定期的な点検や部品交換を行い、適正な維持管理に努めています。
本町では、県水から浄水を受水しているため、浄水処理での電気エネルギーの使用はありませんが、配水池から高台や遠い地区まで送るため、24時間365日、配水ポンプ設備を稼働しており、電気エネルギーを消費しています。このため、省エネルギー対策をより一層推進する必要があり、施設更新の際には、配水ポンプ設備を使用しない自然流下の配水池や施設の統廃合、省エネルギー型機器の導入検討といったエネルギー消費の少ないランニングコストに配慮した施設づくりに取り組んでいきます。
また、配水ポンプ圧送地区の一部を直結配水(本町の配水池を経由せずに県水を直接住民へ配水)に切替えることにより、配水ポンプ設備の稼働率を下げ、省エネルギー対策に努めていきます。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表(2022年度(令和4年度)決算)を活用し、本町の水道事業の現状を分析すると以下の通りです。

グラフ凡例 ■ 阿久比町 — 類似団体平均値 【】令和4年度全国平均値
 <他事業体との比較> 類似団体:「現在給水人口1.5万人以上3万人未満」

①経営の健全性・効率性

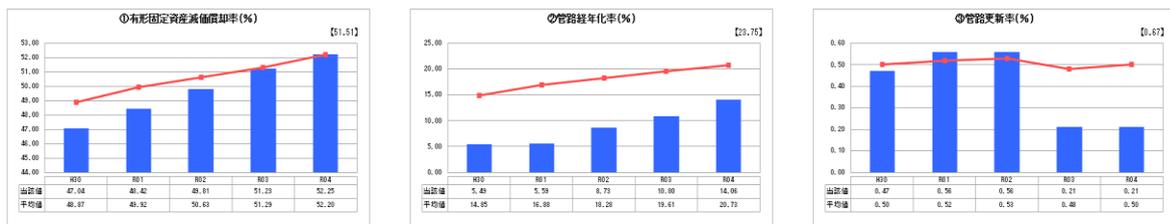
収益面を中心とみると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う水道基本料金免除の影響等があり、經常収支比率や料金回収率で平均値程度または平均値を下回る結果となりましたが、その後改善し、令和4年度でも同様の支援策を実施しながらも平均値を上回る結果となっています。

老朽化の状況で後述するとおり、有形固定資産減価償却率は平均水準である一方、管路経年率は平均を下回る水準であることから、現状すぐに管路を更新する必要はないものの、今後想定される更新需要に備え、設備更新のための内部留保資金を確保できるよう経営基盤を強化する必要があります。



②老朽化の状況

管路経年率は平均より低いものの、有形固定資産減価償却率は平均と同程度に、管路更新率は平均よりも低い水準となっています。今後の老朽化に備え計画的な管路の更新が望まれます。



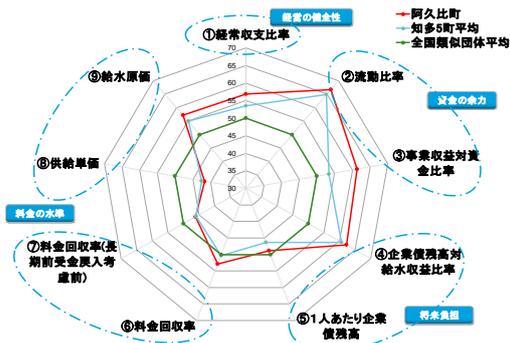
<経営指標の比較>(令和4年度)

全国類似団体及び近隣の知多5町(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)を比較した場合の結果は以下のようになります。財政の状況に関する指標で比較すると、經常収支比率が高いことから収益性の高い運営ができていると言えます。また、流動比率、事業収益対資金比率も高いことから、全国類似団体と比較して保有資金については優位性がある状況と言えます。

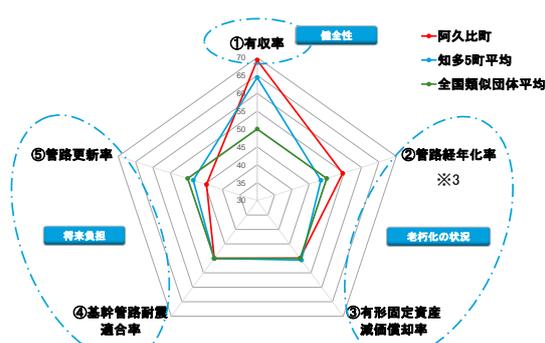
ただし、料金回収率(長期前受金戻入考慮前)が近隣町と比較して低い点に特徴があります。これは供給単価が近隣町よりも低く、給水収益以外の収入により賄われていることを意味しています。今後、適正な料金のあり方を検討し、料金回収率(長期前受金戻入考慮前)を改善する必要があります。

施設の状況に関する指標で比較すると、他町と比較して管路の老朽化は進んでおらず、有収率も高い状況であることから、更新の必要性は低い状況にあると言えます。しかし、供給開始から60年経過しており、老朽化が徐々に進んでいることから、今後は施設や管路の更新を進める必要性が高くなります。そのため、計画的な更新と資金の確保が必要となります。

<財政の状況>



<施設の状況>



※1 偏差値は、全国類似団体の平均(50)を基準値としています。

※2 レーダーチャート上の差異は、偏差値の差異であり絶対値ではありません。

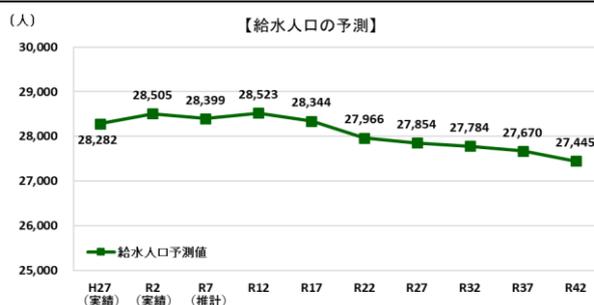
※3 レーダーチャート上の管路経年率は、偏差値が高いほど管路経年率は低く、法定耐用年数を経過した管路が少ないことを示します。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

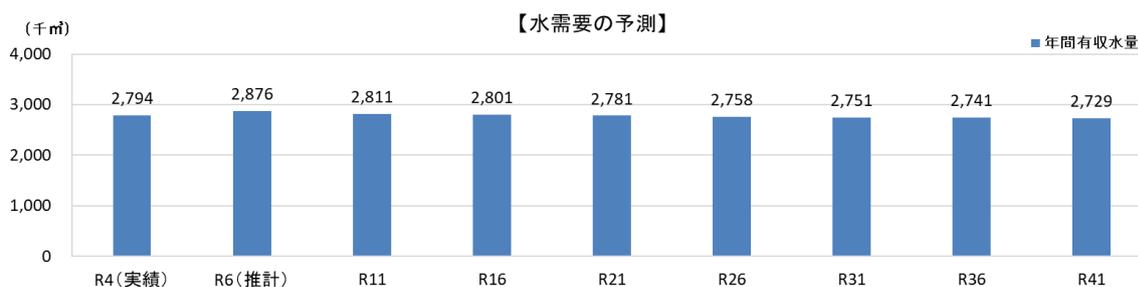
本町の行政区域内人口は、住宅開発の進展により、これまで継続的に増加しており、近年の本町の人口動態を踏まえ、国の将来人口推計ワークシートにより国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して将来行政区域内人口を推計すると、令和12年度に増加のピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっています。

また、給水人口については、令和2年度以前は増加傾向を示していたが、令和2年度から令和12年度までは約28,500人で横ばい傾向となっています。その後は減少傾向に転じ、令和42年度に約27,400人になると見込んでいます。



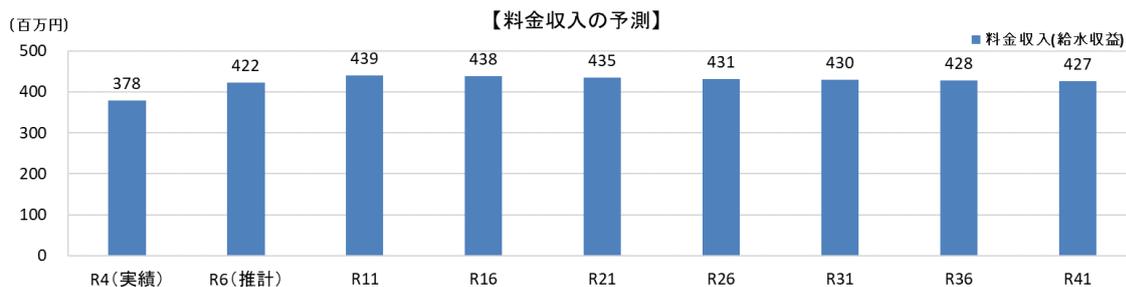
(2) 水需要の予測

本町の水需要は、生活用水量、業務営業用水量、その他水量で構成されています。なお、生活用水量は、上記の給水人口予測値と一人一日当たりの水道使用量予測値の227L/日・人により算出しております。年間有収水量は令和4年度の約2,79万㎡から令和6年度に約2,88万㎡とピークを迎え、以降は人口減少に伴い水需要も減少となり令和41年には約2,73万㎡となる見込みです。



(3) 料金収入の見通し

料金収入については、年間有収水量に、直近(令和4年度)の供給単価実績156.3円/㎡を乗じて算出しています。(ただし、新型コロナウイルス感染症による基本料金の免除額を考慮して供給単価を算出しています。)令和11年度までは料金収入が増加しますが、その後は給水人口や水需要の減少に伴い、料金収入は減少する見通しで、厳しい経営環境になると予想されます。



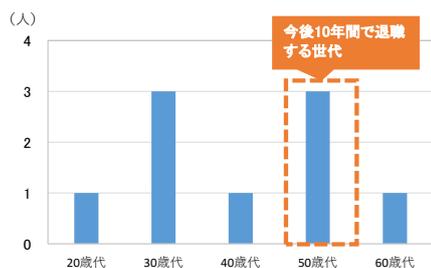
(4) 組織の見通し

本町の水道事業では、令和5年度末時点で9名の職員数で運営しており、水道施設の維持管理のみならず、検針業務などを民間委託することにより、事業の効率的な運営を図っています。

年齢構成は現状では30歳代と50歳代が最も多く、世代ごとの配置人数に差があるほか、今後10年間で50歳代の職員が退職するため熟練職員の減少が危惧されます。このため、水道事業を適切に維持・継続していくためには、熟練職員がこれまで培ってきた技術やノウハウを次世代の職員に確実に継承できるよう、職員の適切な配置や年齢構成の適正化を図るとともに、若手職員の育成を計画的に行っていく必要があります。

また、本町上下水道課の職員には、お客さまのニーズや現場で発生する様々な状況に的確に対応することや健全な事業経営に対する創意工夫などがより一層求められていることから、職員一人ひとりの能力を向上させるため、研修体制を充実させます。

【上下水道課(上水道)職員の年齢構成(令和5年度)】



3. 経営の基本方針

本町の水道事業は令和元年度に作成しました水道ビジョンにおいて、今後とも安全・安心な水道水を将来にわたって供給し続け、近年の水道事業を取り巻く社会情勢への対応や災害に強い水道を目指し、『安全な暮らしをいつまでも あぐいの水道』を基本理念としております。

この基本理念に基づき、「安全で安心な水の提供(安全)」、「くらしを支えるための強い水道の実現(強靱)」、「いつまでも健全な水道サービスの持続(持続)」を水道ビジョンの将来像を実現するための取組の方向性を示す基本目標として設定しております。

あ んげん(安全)で安心な水の提供 安全

すべてのお客様が、いつでもどこでも安心して飲める水道水を将来に渡って、お届けします。

くらしを支えるための強い水道の実現 強靱

自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合も迅速に復旧対応できるしなやかな水道を目指します。

いつまでも健全な水道サービスの持続 持続

水道事業を取り巻く社会情勢に柔軟に対応し、健全かつ持続可能な事業運営を目指します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	水道施設を適切に管理することによって施設の延命化を図るとともに、日常生活に不可欠な設備としての水道を確保するため、耐震化・更新工事を計画的に推進していきます。
----	---

水道施設を計画的に更新し、この資産を健全な状態で次世代に引き継いでいくことは現世代の責務であり、水道事業の運営・管理を担っている水道事業者の役割は特に重要です。既存の水道施設の老朽化が進行し、大規模な更新ピークを迎えつつある今、水道施設の計画的な更新は喫緊の課題となっています。

このことを踏まえ、中長期的な財政収支に基づき、施設の更新などを計画的に実行し、持続可能な水道を実現するために、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に事業運営することが不可欠です。これを組織的に実践する活動をアセットマネジメントといいます。本町においては、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(厚生労働省水道課(平成21年7月))に準拠し、アセットマネジメントを進めていきます。

また、料金収入については使用水量の減少に伴い減少することが予想されるため、更新工事に必要な資金を十分に確保できないおそれがあります。

このような状況の中、更新工事を着実に進めるためには、水道事業経営に係る経費を抑制し、経営の効率化を図ることが重要です。さらに、適正な維持管理による水道施設の長寿命化や重要度の高い施設から優先的に更新工事を実施することにより、更新費用の抑制及び平準化を図る必要があります。

このため、施設更新については、会計上の減価償却期間を表した法定耐用年数ではなく、施設を法定耐用年数よりも長期間使用することを前提とした「アセットマニュアル※1)による更新基準」及び近隣市町の更新基準を参考に設定しました。

工種別の更新基準

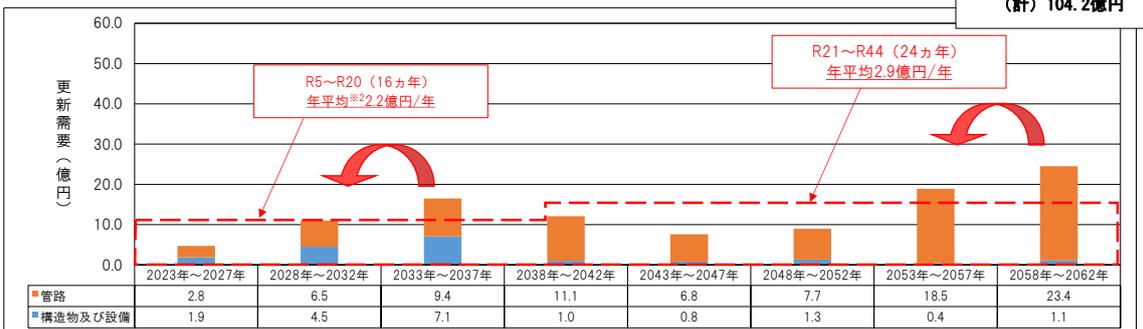
工種	法定耐用年数	アセット マニュアル※1	更新基準
建築	50	70	70
土木	60	73	73
電気	20	25	25
機械	15	24	24
計装	10	21	21

※1 アセットマニュアルによる更新基準は「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル Ver2.0 資料別添」による。

管種別の更新基準

工種	法定耐用年数	アセット マニュアル※1	更新基準
GP、SGP	40	40	40
NCP、SP		60	60
SUS		60	60
VP		40	40
VP(RR)、HIVP、HIVP(RR)		60	60
VLP		60	60
PP		40	40
HPPE		60	60
DIP、DIP(A)、DIP(K)		60	60
DIP(S II)、DIP(NS)		80	80
DIP(GX)		80	100
不明		40	40

更新基準適用による更新費用平準化効果



※2 2023年(R5)~2038年(R20)は、事業計画の事業費の平均値とする。

管路：86.2億円
設備：18.0億円
(計) 104.2億円

② 収支計画のうち財源についての説明

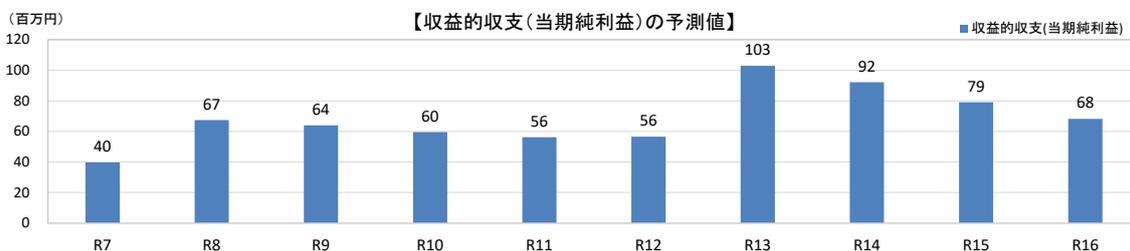
目 標	①収益的収支(当期純損益)の継続的な黒字を維持します。 ②資金残高を6億円以上確保します。
-----	--

今後増加すると見込まれる更新需要や必要な事業に充てる運転資金を確保するため、継続的に健全な収支バランスを維持(当期純利益を確保)します。

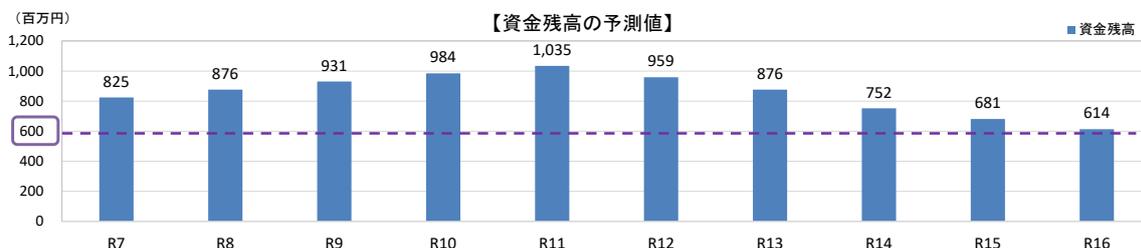
また、安定した経営を行うためには運転資金を確保することが重要であるため、令和8年度と令和13年度にそれぞれ料金改定率を10%として財政シミュレーションを行いました。そして、現在の年間給水収益の1年分と大規模災害時における復旧費用を見込んだ6億円以上を最低限保有すべき資金残高として確保することを目指します。

収支計画においては、給水人口が一定期間横ばいで推移することが予測されることから、収益的収支は継続的に黒字を予測しているものの、今後、施設の更新がさらに必要であるため資金残高は減少していき、令和16年度には6億円近くになり、以降この傾向が続くと、事業経営が成り立たなくなる見通しです。このため、有収水量の動向など今後の事業環境を注視し、料金改定や企業債発行などの資金調達方針について、検討が必要です。

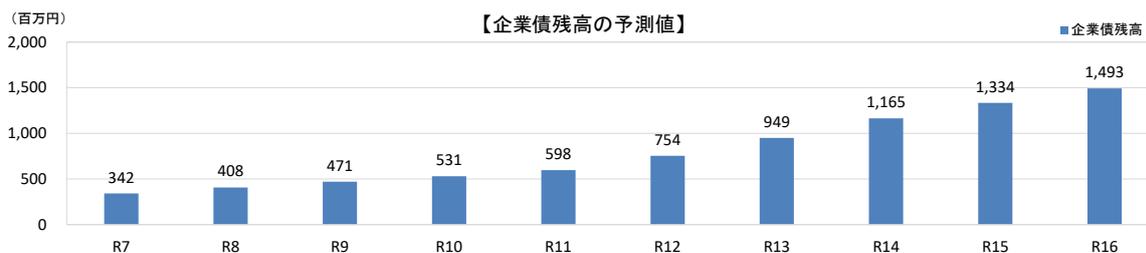
<収益的収支(当期純損益)の予測値>



<資金残高の予測値>



<企業債残高の予測値>



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各費用は、下記のとおりで将来の発生額を推計しております。その他の費用は過去5ヵ年実績の平均値で算出しています。

- ・ 人件費、維持管理費: 過去5ヵ年実績の平均値に物価上昇率0.7%を乗じた額
- ・ 受水費: 給水量に応じた受水量と承認基本水量の見込みから算出した額
- ・ 減価償却費: 令和4年度までの既得資産の減価償却費の見込額と、令和5年度以降に取得する資産(管路・施設・物品など)の減価償却費の見込額を合算した額
- ・ 企業債利息: 既往債及び令和6年度以降の新債に係る支払利息見込額

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	「県水道南部ブロック協議会」に所属し、定期的な会議を通して、情報共有と意見交換を実施します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	民間のノウハウなどを活用するため、滞納整理、開閉栓業務などの外部委託について検討し、効率的な経営と事業運営の活性化を図ります。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	定期的にあセットマネジメントを実施して、今後の事業運営の方向性を検討します。 具体的には、中長期的な財政収支に基づき施設の更新などを計画的に実行し、持続可能な水道を実現するために、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に事業運営することが不可欠です。これを組織的に実践する活動をアセットマネジメントといいます。本町においては、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(厚生労働省水道課(平成21年7月))に準拠し、アセットマネジメントを進めていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の水需要の動向に注視しながら、施設更新の際に最適な施設規模を検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向に注視しながら、施設更新の際に最適な施設規模を検討します。
その他の取組	令和元年7月に策定済みの水道ビジョンも活用し、適切な時期・規模の更新投資を行い、安定的な経営を目指します。

② 財源についての検討状況等

料 金	<p>現在の水道施設を対象に更新費用を算出した結果、従前の工事費より約2.2倍の費用が見込まれ、資金残高の見通しに示す通り、令和12年度に6億円を下回り、令和15年度に資金不足になる見通しです。その中で、投資目標や財政目標を達成するために、適正な料金のあり方を検討します。</p> <p>料金の算定にあたっては、上述のアセットマネジメントを行い、安定した経営を行うために必要な6億円以上を確保するための方法の一つとして、令和8年度と令和13年度にそれぞれ料金改定率を10%として財政シミュレーションを行いました。</p> <p>その結果、計画期間内における資金残高6億円以上を確保できる見通しとなります。</p> <p>今後は、経営の効率化を図り、財源を確保するとともに、経営状況を正確に予測した上で、適正な料金水準の見直しについて検討していきます。</p>	<p><資金残高と供給単価></p>
企 業 債	老朽化した施設・管路の更新及び耐震化などの投資に必要な財源確保のために企業債の発行は不可欠です。しかし、企業債は基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、将来世代に過重な負担を強いることがないよう、経営戦略の投資計画を基に、支払利息を抑制するよう借入方法や条件を検討します。	
繰 入 金	繰出基準に基づき整理を行うとともに、経費削減などなるべく低い水準に抑えられるよう努力します。	
資産の有効活用等による収入増加の取組	資産を適正に管理し、有効活用を検討します。	
その他の取組	今後予定している事業について、国や県の補助金の活用や交付金措置の利用などを検討します。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>計画期間を10年間で設定していますが、経営戦略で掲げた取組みの効果や状況について、毎期決算後の計画値と実績値の比較により進捗状況の把握を行い、著しい乖離が生じ、計画通りに進まないことが判明した場合には計画の見直しが必要となります。</p> <p>また、広域化や料金水準の見直しなどの新たな取組みが具体化するなど水道事業を取り巻く環境の変化が生じた場合には、その内容を追加し、計画に反映します。</p>
---------------------	---

原価計算表

供用開始年月日 昭和 39 年 8 月 1 日
 給水人口 28,343 人
 計算期間 自 令和8年4月 至 令和 13年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 426,656	千円 478,767	千円	千円 478,767
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	12,449	13,114	0	13,114
合 計	439,105	491,881	0	491,881

支出の部

項 目	金 額					
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)		
取水・貯水及び導水費	人件費	給 料	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
		諸 手 当	0	0	0	0
		福 利 費	0	0	0	0
	光 熱 水 費 ・ 動 力 費	0	0	0	0	
	修 繕 費	0	0	0	0	
	用 水 費	0	0	0	0	
	減 価 償 却 費	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	0	
小 計	0	0	0	0		
浄水及び送水費	人件費	給 料	0	0	0	0
		諸 手 当	0	0	0	0
		福 利 費	0	0	0	0
	浄 水 用 薬 品 費	0	0	0	0	
	光 熱 水 費 ・ 動 力 費	0	0	0	0	
	修 繕 費	0	0	0	0	
	減 価 償 却 費	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	0	
小 計	0	0	0	0		
配水及び給水費	人件費	給 料	4,866	5,379	0	5,379
		諸 手 当	2,627	2,904	0	2,904
		福 利 費	809	894	0	894
	光 熱 水 費 ・ 動 力 費	7,352	8,127	0	8,127	
	修 繕 費	22,881	25,294	0	25,294	
	減 価 償 却 費	0	0	0	0	
	そ の 他	205,353	227,008	0	227,008	
	小 計	243,888	269,606	0	269,606	

支 出 の 部

項 目	金 額					
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)		
給水装置工事費	人件費	給料	0	0	0	0
		諸手当	0	0	0	0
		福利費	0	0	0	0
	材料費	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
小計		0	0	0	0	
一般管理費	人件費	給料	17,118	18,923	0	18,923
		諸手当	12,972	14,340	0	14,340
		福利費	5,774	6,383	0	6,383
	備消耗品費	271	300	0	300	
	通信運搬費	1,352	1,495	0	1,495	
	光熱費	0	0	0	0	
	修繕費	208	230	0	230	
	公課	0	0	0	0	
	支払利息	3,102	3,429	0	3,429	
	減価償却費	181,328	200,450	91,411	109,039	
その他	22,057	24,383	4,363	20,020		
小計		244,182	269,933	95,774	174,159	
合計 (Y)		488,070	539,539	95,774	443,765	

資産維持費 (Z)

0

料金対象経費 (Y) + (Z)

443,765

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =$

108

<料金水準についての説明>

令和4年1月25日付総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を用いて、投資・財政計画をもとに、料金水準の算定を行いました。
算定の結果、対象経費に対する料金収入割合は108%となり、料金査定期間においては、料金収入が料金対象経費を上回っている状況ですが、今後の設備の老朽化の更新、修繕等の資金を確保していく必要があるため引き続き適正な料金のあり方を検討する必要があります。
なお、本計算表作成の際の留意事項は、下記のとおりです。

【留意事項：収入の部】

本計算表(対象経費に対する料金収入の割合の算出)の趣旨を考慮し、収入・その他費欄には営業収益のみを計上しています。

【留意事項：支出の部】

本町においては、R5年度にアセットマネジメントを実施し将来の更新費用や修繕費、減価償却費等を算定しました。
そのため、資産維持費については、施設の維持等のために必要となる建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額をアセットマネジメントにおいて算定していることから、減価償却費や修繕費、支払利息等が資産維持費を含んだ金額となっています。よって、資産維持費(Z)欄で別掲はしていません。また、減価償却費の公費負担分(B)欄には、公的資金の負担分を収益として認識し減価償却費と対応させるために長期前受金戻入額の平均値を計上しています。さらに、対象経費に対する料金収入割合の計算をする上で、材料売却原価を経費から控除する必要があるため、計算の便宜上、一般管理費・その他の公費負担分(B)の欄に材料売却原価を記載しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。